

〔古史傳神代〕なほ因に、湯泉のことに就て、此段の二柱神○大己貴命を祭れる社を言はゞ、まづ攝

津國有馬郡にも温泉ありて、上代の天皇たちも御幸ありしこと、國史に數見えたり、神名式に、此

郡に湯泉神社大月次また有間神社などあるは、共に此二柱神を祭れりとぞ、親長記に、湯山明神

と三輪明神なりと云、千載集に、有馬の湯に忍びて御幸有ける、湯の出湯なるべし、と見ゆ、今も湯山町と云

に在て、神界に温泉あり、色葉字類抄に、温泉三和社、舊記云、大神温泉鹿舌也、崇神天皇御宇、命七

年、始被定置神戶云々、など見え、有間神社は熊野三輪鹿舌の三座にて、鹿舌の神とは、少彦名命な

り、今は香下村なる鹿舌山といふに在て、鹿舌明神と申す、諸書に云ひ、攝津志には、在中村屬邑

西尾、今稱山王、近隣七村所祭、村民平日忌穢、婦人産期、出就水涯、分娩未嘗有産死者といへり、何れ

か、是なるを知らず、また上野國群馬郡に、伊加保神社大神とある社の祭神も、今は湯前大明神といへど

も、少毘古那神なりとぞ、一説には、元湯彦友命、又名彦由支命と申すと、此社のこと記せる物に見

えたり、元湯彦友命、彦由支命といふ神名、古書に未見當らず、決めて少彦名命の亦名なるべく所

念ゆ、此社のこと、國史に、承和元年九月辛未、以上野國群馬郡伊賀保社、預名神、同六年六月甲申、奉

授、上野國無位御賀保神、從五位下、貞觀五年十月七日、上野國正六位上、若伊賀保神、從五位下、

同十一年十二月廿五日、正五位下、伊賀保神、從四位上、同年十月十四日、授、正五位上、伊賀保神、從

四位下、元慶四年十月廿五日、授、伊賀保神、從四位上、同年十月十四日、授、正五位下、伊賀保神、從

五位上、見ゆ、但し此十月十四日、此所に謂ゆる伊加保の温泉あり、また此社に並びて椿名神社

とある社は、今榛名山といふ山に在て、俗に滿行宮大權現と云、此神も元湯彦命なりと社説なり、

一説に、中に伊井諾伊井冊尊、左右は國常立尊、大己貴命と云は信が、さて萬葉十四卷上野歌に、伊

香保呂能蘇比乃波里波良と詠るが二首あり、乃波里波良は傍の榛原なり、榛名山の地名に由あ

りて、おまた可美都氣努伊可保乃奴麻爾云々と詠るものあり、

〔伊呂波字類抄〕由諸社、温泉三和社也、故名號三和社、崇神天皇御宇之時、七年、始被定置神戶、載天慶八年

年、交替帳三和犬大明神、爲鎮護國家、爲利益衆生、借名權現、垂跡此土、或現觀音身、或示醫王像、從身

中出、温泉、眼前、療病、源藥、有効、驗、日本紀云、孝德天皇三年十月、幸有馬温湯、左右大臣群卿云々、行基

命、菩薩草創、此温泉、令一切衆生、爲去、除、病、命、云々、即書、如法、經、奉、理、温泉、底、云、云、

〔和漢三才圖會〕七十四、湯山權現、在湯本之東南、